



エース損害保険株式会社
〒141-8679
東京都品川区北品川 6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
www.acegroup.com/jp

平成 26 年 7 月 18 日

知的障害施設総合賠償保険
ご加入施設 ご担当者 様

エース損害保険株式会社
東京支店 支店長 町井 安夫

2014年度「知的障害者施設総合賠償保険」
パンフレットの文言誤りのお詫びと訂正のご連絡

謹啓 平素は弊社業務に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび加入施設様のご指摘により「2014年度 知的障害者施設総合賠償保険」パンフレット内において、誤った表記があることが判明いたしました。公益財団法人日本知的障害者福祉協会様ならびに会員の皆様に多大なご迷惑をおかけすることとなり、謹んでお詫び申し上げます。なお、文言訂正箇所につきまして別紙のとおりご案内いたします。

今後このようなことが二度と発生しないよう、社内の確認体制を強化し、再発防止に努めてまいりますので、何とぞご容赦くださいますようお願い申し上げます。

謹白

本件に関するお問い合わせ先
エース損害保険株式会社
東京支店 担当：大形真央
電話番号 03-6364-7070
受付時間 9：00-17：00（土日祝日を除く）



記

訂正箇所は、「知的障害施設総合賠償保険」パンフレット 2 ページおよび 43 ページの以下の 2 箇所です。

【訂正 1】 2 ページ ⑤本文 5～10 段

(訂正前)

また、医療的ケアについては、厚生労働省あるいは各自治体等から認定を受けた施設・事業所であって、かつ同省、同自治体から認定を受けた職員が、服薬補助やたん吸引などの行為を行っている間に生じた賠償事故について特例的に補償の対象となります。(医療行為は補償の対象とはなりません。医療行為と医療的ケアの違いについては「補償内容に関する Q & A」の Q. 6 (43P) をご参照ください。)) その他、施設・事業所の職員が相談支援を行っている間に生じた賠償事故も補償の対象となります。

(訂正後)

また、医療的ケアについては、服薬補助のみの行為における賠償責任、および厚生労働省あるいは各自治体等から認定を受けた施設・事業所であって、かつ同省、同自治体から認定を受けた職員が、たん吸引などの行為を行っている間に生じた賠償事故については特例的に補償の対象となります。(医療行為は補償の対象とはなりません。医療行為と医療的ケアの違いについては「補償内容に関する Q & A」の Q. 6 (43P) をご参照ください。)) その他、施設・事業所の職員が相談支援を行っている間に生じた賠償事故も補償の対象となります。

【訂正 2】 43 ページ A6.

(訂正前)

医療・看護行為における賠償責任は対象になりません。但し、厚生労働省あるいは各自治体等から認定を受けた施設・事業所であって、かつ同省、同自治体から認定を受けた職員が、服薬補助やたん吸引などの医療的ケアを行っている間に生じた賠償事故については特例的にお支払いの対象となります。

(訂正後)

医療・看護行為、医療的ケアにおける賠償責任は対象になりません。但し、服薬補助のみの行為における賠償責任、および厚生労働省あるいは各自治体等から認定を受けた施設・事業所であって、かつ同省、同自治体から認定を受けた職員が、たん吸引などの医療的ケアを行っている間に生じた賠償事故については特例的にお支払いの対象となります。

以上

COM-14-45